

## 議案第7号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年9月2日

高根沢町長 神林秀治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

1 概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）の一部改正に伴う条ずれに対応するため、所要の改正をします。

2 改正内容

政令の引用箇所について、「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改めます。（第 3 条）

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年高根沢町条例第9号）の一部を改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(園路及び広場)</p> <p>第3条</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<br/>柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> | <p>(園路及び広場)</p> <p>第3条</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<br/>柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。